

陳 情 文 書 表

令和7年6月定例会

令和7年分陳情第17号

厚生委員会

受理年月日	令和7年5月29日
件名	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情
陳 情 人	
奈良県奈良市高天市町1-1 鍼灸柔整政策フォーラム 共同代表 大山 利彦 外1名	
陳 情 要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が適正かつ積極的に運用されることを求める。</p> <p>[理由]</p> <p>令和7年2月18日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表されました。</p> <p>国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール遵守が重要となります。</p> <p>各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない国民の健康被害につながる可能性も否定できません。</p> <p>地域保健法第5条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけではなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望します。</p>	